様式第９（第５条関係）

|  |
| --- |
| 事 業 報 告 書（　年　月　日から　年　月　日まで）　開設者　殿　　　卸売市場の名称　　　　　　　　　　　　　法　　人　　名　　称　　　　　　　　　　　　　代表者の役職及び氏名　　　　　　　　　　　　　卸売市場法第13条第５項第５号の表の５の項⑵の規定により、事業報告書について、次のとおり提出します。（記載上の注意）個人である場合にあっては、この様式に準じて作成すること。第１　業務の状況１　組織に関する事項（事業運営組織）（記載上の注意）組織図（取締役、監査役等の別を付記すること。）で示し、これに各部門を担当する役職員の氏名（部長以上）、担当業務の概要、従業員数等を付記すること。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２　卸売業務の状況（記載上の注意）認定を受けた他の卸売市場において卸売業務を行っている者にあっては、⑴から⑷までの表を①本卸売市場分及び②当該他の卸売市場を含めた全ての認定を受けた卸売市場分の合計についてそれぞれ作成すること。⑴　卸売業務に係る取扱品目についての取扱高及び売上損益

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 受 託 販 売 | 買 付 販 売 | 卸 売 業 務 合 計 |
| 数量 | 金額 | 委　託手数料 | 数量 | 金額 | 買付販売利益(損失)金額 | 数量 | 金額 | 販売利益(損失)金額 |
|  | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 | トン | 千円 | 千円 |
| 当期合計 (A) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期 (B) |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前年同期対比（B／A） | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ | ％ |

（記載上の注意）１．種類の欄には、取扱品目の区分に応じ、①　野菜及び果実（以下「青果」という。）に属するものにあっては、野菜（輸入に係るものを除く。）、輸入野菜、果実（輸入に係るものを除く。）及び輸入果実②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物③　肉類に属するものにあっては、牛枝肉（輸入に係るものを除く。）、牛部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入牛肉、豚枝肉（輸入に係るものを除く。）、豚部分肉（輸入に係るものを除く。）、輸入豚肉及びその他（肉類加工品を除く。）④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物、枝物、植木及びその他⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（漬物及び青果加工品を除く。）、漬物、青果加工品（漬物を除く。）、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。２．花きの数量の単位は、切花にあってはケース（100本を1ケースに換算する。）、鉢物にあっては鉢（1個1鉢とする。）、枝物にあっては束（100本を1束に換算する。）、植木にあっては本（1個1本とする。）とする。⑵ 販売代金の平均回収日数の状況

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 仲卸業者 | 売買参加者 | 自社等 | 第三者 |
| 平均回収日数 | 　日 | 日 | 日 | 日 |

（記載上の注意）１．自社等の欄には、卸売業者自身が卸売の相手方として買い受けたもの及び卸売を行っている市場における他の卸売業者に販売したものについて記載すること。２．第三者の欄には、仲卸業者、売買参加者及び自社等以外の者に販売したものについて記載すること。３．平均回収日数は、次の算式により算出するものとする。１平均回収日数＝Ｌ×－ＡＬは、当該事業年度の日数Ａは、当該事業年度の卸売業務に係る売上高を卸売業務に係る売掛金及び受取手形の平均月末残高（当該事業年度の期首繰越高及び期中の各月末残高の合計額を当該事業年度の月数に１を加算して得たもので除して得た金額をいう。以下同じ。）で除して得た数値⑶ 受託販売に係る委託者への代金決済の状況

|  |  |
| --- | --- |
| 支払日までの日数 | 備 考 |
| 最 高 日 数 | 平 均 日 数 |  |
| 日 | 日 |

（記載上の注意）１．平均日数は、次の算式により算出するものとする。１平均日数＝Ｌ×－ＡＬは、当該事業年度の日数Ａは、当該事業年度の卸売業務に係る受託販売高（委託手数料を除く。）を、卸売業務に係る受託販売未払金及び支払手形（受託販売の支払に関するものに限る。）の平均月末残高で除して得た数値２．備考の欄には、代金決済の概況、代金決済の遅延の事由その他の特記すべき事項を記載する。 |
| ⑷　奨励金等の交付状況

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 奨励金等の種類 | 対象品目 | 交付基準（交付率等） | 交付金額 | 交付金額に対応する卸売金額 | 交付先の数 | 備　考 |
|  |  |  | 千円 | 千円 |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 小　　　計 |  |  |  |  |
| 合　　　　　計 |  |  |  |  |

（記載上の注意）１．対象品目の欄は、出荷者を対象とする奨励金等がある場合に記載することとし、取扱品目の区分に応じ、①　青果に属するものにあっては、野菜及び果実②　生鮮水産物に属するものにあっては、生鮮水産物（冷凍水産物を除く。）及び冷凍水産物③　肉類に属するものにあっては、牛肉、豚肉及びその他④　花きに属するものにあっては、切花、鉢物及びその他⑤　その他の生鮮食料品等に属するものにあっては、農産加工品（青果加工品を除く。）、青果加工品、水産加工品（塩干加工品を除く。）、塩干加工品、肉類加工品及びその他に、それぞれ区分して記載すること。２．交付基準の欄には、一定の交付基準を定めて交付した奨励金等をその交付基準ごとに区分して記載すること。３．交付金額、交付金額に対応する卸売金額及び交付先の数の欄には、交付基準の欄において区分して記載した交付基準ごとに金額及び交付先の数を記載すること。４．備考の欄には、主な交付先その他の特記すべき事項を記載すること。第２　経理の状況（別紙）（注意）卸売市場法施行規則別記様式第２号第２に規定する貸借対照表及び損益計算書に準じて別紙で作成すること。　　　　ただし、卸売業者において、これらと異なる様式により作成したときは、それをもって代えることができる。 |